

令和6年度
鹿嶋市会計年度任用職員（精神保健相談嘱託職員）採用試験案内

1 試験職種及び採用予定人員

試験職種	精神保健相談嘱託職員
採用予定人員	1名

2 任用期間

採用された日から令和7年3月31日まで

※ 採用後，1か月間は条件付採用期間となります。

※ 勤務実績等による再度の任用制度あり。

（公募によらない再度の任用は，連続4回を限度としています。）

3 受験資格

- (1) 精神保健福祉士・公認心理師・臨床心理士等のいずれか一つ以上の資格を有する方
- (2) 鹿嶋市保健センターにおいて，1週間あたり31時間勤務が可能であること
- (3) パソコン操作（文書作成・簡易な表計算及びデータ入力）など一般事務処理が出来ること。
- (4) 普通自動車免許を有する方

上記の受験資格に該当する方であっても，次のいずれかに該当する方は受験できません。

- (1) 日本の国籍を有しない人
- (2) 成年被後見人又は被保佐人
- (3) 禁錮以上の刑に処せられ，その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- (4) 鹿嶋市職員として懲戒免職の処分を受け，当該処分の日から2年を経過しない人
- (5) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し，又はこれに加入した人

4 試験内容

試 験	方 法
面接試験	個別面接により，主として，人物について評定を行います。
作文試験	文章表現力等について試験を行います。

（試験内容は，変更になる場合があります。）

5 試験日及び試験場

- (1) 試験日 応募があり次第随時実施
- (2) 試験会場 鹿嶋市保健センター（茨城県鹿嶋市大字平井1187番地1）
- (3) 試験当日持参するもの
 - ①受験票（持参しない受験者は、受験できない場合があります。）
 - ②HBの鉛筆，消しゴム

6 合格者の発表

時 期：試験日から2週間以内

方 法：受験者全員に文書で通知

※合格者に対して健康診断書等を提出していただき、勤務に支障がないと認められた上で、採用する予定です。

7 勤務条件

(1) 報酬等

- ①報酬月額180,000円程度（経験年数等による）
- ②期末手当・勤勉手当（年2回）
- ③通勤距離が2km以上の場合、通勤距離に応じ日額119円～1,523円を別途支給

※ 給与改定等により変更となる場合があります。

※ 期末手当，勤勉手当は在職期間等により調整されます。

(2) 勤務時間・休暇等

- ①勤務時間 1週間あたり31時間勤務
月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時15分までのうち週4日
- ②休 暇 年間10日（任用期間等による調整されます。）
※上記の他，忌引き等の特別休暇があります。

(3) 保険等 健康保険，厚生年金保険，雇用保険適用

※現在，被扶養者となっている方は，税控除，健康保険等の扶養から外れることとなります。また，毎月の報酬から保険料のほか所得税等が差し引かれます。

8 受験手続

(1) 提出書類

- ①受験申込書（本市指定のもの）
- ②精神保健福祉士・公認心理師・臨床心理士等の資格を証するものの写し

※①の書類については，市HPからダウンロードするか，保健センターに直接請求してください。なお，郵便で請求する場合は，封筒の表面に「鹿嶋市精神保健相談嘱託職員採用試験申込書請求」と朱書きし，次のものを同

封してください。

- ・ 140円切手を貼り，宛先を明記した返信用封筒（角型2号）
- ・ 連絡先の電話番号と氏名を明記したもの

（2）受験申込受付

①受付期間 令和6年11月11日（月）から令和6年12月27日（金）まで随時（定員になり次第終了します。）

※午前8時30分から午後5時15分まで受け付けます。

（土曜日，日曜日及び祝日は除きます。）

②提出先 鹿嶋市健康福祉部保健センターへ直接持参又は郵送

※郵便で申し込む場合は，140円切手を貼り，宛先を明記した返信用封筒（長形3号）を同封し，「簡易書留」など確実な方法で提出してください。

9 その他

受験資格がないことが判明した場合は，合格を取り消します。また，受験申込書等に記載漏れや不実記載があった場合は，試験に合格しても合格を取り消す場合がありますので，注意してください。

問合せ先

鹿嶋市健康福祉部保健センター

〒314-8655

鹿嶋市大字平井 1187 番地 1

TEL : 0299-82-6218